

「自治基本条例・はじめの一步案」のとりまとめについて ～第5回市民会議（H24.2.19）の成果から

資料 1

《 全体の構成 》

○ 名称・愛称 「焼津市自治基本条例」で良いか？

【これまでの意見】

わかりづらい。馴染みづらい。固い感じがする。

※この条例の性格や内容を的確に表現する名称・愛称を提案してください。→春休みの友です。

1 基本的な考え方

(1) 今なぜ、「自治基本条例」が必要なのか？

★これまでの松下教授のはなし・委員の意見

…自治の原点は、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくること。
いま改めて、この当たり前前かが問われている。

○必要な理由①：地方分権

～今までのような国・県にお任せの仕組みではもたなくなってしまうので、焼津市の自治のやり方は焼津市の人達が考えなければならなくなった。（焼津の特色を生かした活気のあるまちづくり、市民・議会・行政の意識改革、より良いまちづくりのための仕組みづくり、情報の共有）

○必要な理由②：人口減少と少子高齢化

～今後急激に人口は減り、高齢化が進む。その中で、子や孫の世代が幸せに暮らせる社会を渡していかなければならない。（市税収入の減・社会保障費の増で市財政の硬直化⇒今までのサービス提供ができなくなる ⇒ 市民協働が必要となる⇒ルールが必要となる）

○必要な理由③：東日本大震災

～震災は様々なことを考えさせてくれた。もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていかなければならない。（災害に強いまちづくり⇒安心して住み続けることができるまちづくり、世代を超えた人と人のつながり・コミュニティの充実、市民・議会・行政のつながり）

→次の時代を切り拓く、まちのルールが必要



《 次回以降に、市民会議の言葉でまとめていきましょう。 》

(2) 理念（焼津市が目指す自治の姿・根幹の考え方）

★これまでの松下教授のはなし・委員の意見

- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」、つながる場づくり
- ② まち・くらしの課題解決のカギとなる「コミュニティ」（楽しい場所に）
- ③ 「L o v e焼津」のココロ。「地産地消」、「焼津発」のヒト・モノ・文化の発掘・育成～焼津のいいトコ・いいコト探し。きれいなまち・出かけたくなるまちに
- ④ 民の力も活かした「安心・安全」。赤ちゃんからお年寄りまで心と体、命を育み守る。防災・防犯・医療・福祉
- ⑤ 「未来の焼津市を担う子ども」をみんなで育てる
- ⑥ 市民・行政・議会の「意識改革」。よりよいまちづくりのための行動・仕組みのたゆまぬ進化を（市民は行政まかせでなく自発的に・行政・議会は市民目線で魅力的な活動をする）
- ⑦ 「情報共有」は、まちづくり・自治、すべての基礎～市民・行政・議会からの情報発信。様々な活動がお互いに見えるように
- ⑧ 地場産業を活性化させ、焼津ブランドを高め、活気あるまちにする
- ⑨ 焼津の特色を活かし（焼津港）、市民と産業（事業者）でお互いにバックアップする姿勢をもち産業を盛り上げていく（焼津らしさを出す）
- ⑩ 広域行政を進めていく
- ⑪ 第三の被爆地として、平和を世界に訴えていく。
- ⑫ 幸福度・満足度が高いまちを目指す
- ⑬ 焼津を大事にしながらか、焼津の独自性などを掘り下げていく
- ⑭ もっと市民が力を出せる情報発信のしくみをつくる（インターネット等発信の多様化に対応）

まとめると

- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」（連携・協働）のあるまち
- ② コミュニティが進化・活性化し、満足度（幸福度）が高いまち
- ③ 焼津の自然や文化を愛し（L o v e焼津）、平和を尊ぶ、誇れるまち（誰もが訪れたいまち）
- ④ 安心して暮らし続けることができるまち
- ⑤ 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち
- ⑥ 市民・議会・行政が自主的に意識改革し、つながり（連携・協働）、オール焼津で進むまち
- ⑦ 市民・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち
- ⑧ 焼津市の豊かな資源（海・山・川・港など）や産業を生かした活気のあるまち
- ⑨ 近隣のまちや、（広域行政）県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち

(3) 条例の位置づけ

《来年度に検討しましょう》

(4) 基本となる用語（市民・市・まちづくり・自治・協働など）

《来年度に検討しましょう》

2. 市民のあり方

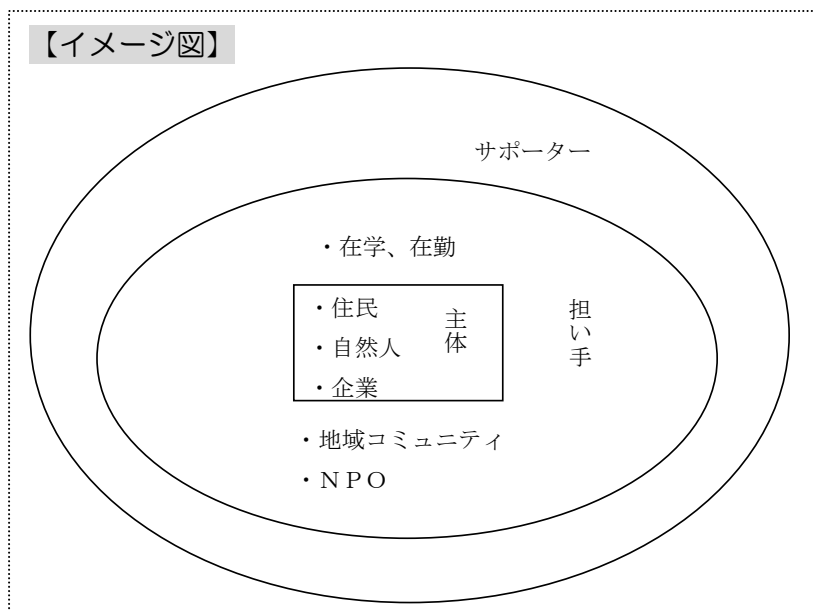
(1) 市民とは誰なのか？市民の範囲

・法律上の住民（自然人・法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて「市民」としてはどうか

- ・さまざまなまちの担い手の位置づけ・役割
 - ・外国人→主体として定める ⇒レクチャー必要
 - ・住民でない人も貢献できる、大事にされる
 - ・事業者の役割
- ・住民と市民のつながりを検討する必要がある

【松下教授アドバイスより】

・まちは誰が創っていくか？在学・在勤の人と住んでいる人では重みが違う。



(参考) 地方自治法 (抜粋)

第2章 住民 (地方自治法)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。(※住民とは、区域内に住所がある者で、自然人(個人)、法人、国籍を問わない。)

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第13条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

第13条の2 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。(住民基本台帳の整備)

参 考

(2)市民の権利

- ・市民の権利（例）参加、住民投票

(3)市民の役割・責務

- ・市民全員が当事者意識を持つ
- ・市民一人ひとりが、
 - …自らの命を守るための備えをする
 - …世代間・立場の分け隔てなくお互いに健康でいきいきと暮らせるよう助け合う
 - …焼津を学び、焼津を発信できるよう心掛ける
 - …環境に配慮し、人と自然を調和させていく

【松下教授アドバイスより】

- ・住民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合う住民像を描きたい
- ・子ども達の世代が持続して住めるまちになっていくか、その時の住民像をこの条例に描く

(4)市民を分類して、役割等記述するか？

- ・事業者の役割
- ・事業者は市民に自分たちの産業を理解してもらい、市民も産業をバックアップする

【松下教授アドバイスより】

- ・焼津のようなまちでは「事業者」の役割は大きい、焼津の特徴として大事

3. 議会・議員のあり方・仕事ぶり

(1)議会の役割

- ・条例の文中に、議会及び議員の役割を明記すること

(2)議会の活動

- ・議会が活発に活動してほしい（市民目線で）

(3)議会の責務

- ・議会（議員）活動を市民に分かり易く伝える
- ・議会（議員）の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

(4)議員

- ・議員の役割として、自らが政策提案に努める

(5)条例に沿った議会のしくみづくりと規則等の整合

- ・自治基本条例と議会運営のための諸規則を見直すこと

4. 行政のあり方・仕事ぶり

(1)行政とは（私たちが考える定義）

(2)行動原理・原則

(3)運営のあり方

- ・PDCA の徹底（各段階において、市民・議会の参画・協働を保障する）
- ・前例主義の廃止

(4)情報提供・情報共有のあり方

- ・情報の共有…収集、提供、場づくり（全ての人アクセスできる）

(5)組織のあり方

- ・縦割り行政の廃止、組織運営の見直し

(6)財政のあり方

- ・効率的な財政運営

(7)職員

- ・行政職員も「市民」であることを意識する（市民目線）

(8)施設

- ・市の公共施設を安心して使えるように（焼津版ハートビル条例）

(9)市民との協働の原則としくみ

- ・協働のしくみづくり（責任と役割）
- ・新しい公共政策（行政だけでやるのではなく、行政・市民の役割を見直す）

(10)その他

5. まちづくり（自治）の考え方・進め方と仕組み

(1) 地域・コミュニティ

- ・市民が集い、つながるコミュニティづくり
- ・地域の自治、市民活動
- ・コミュニティの場
 - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
 - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
- ・今の自治会が「楽しくない」
- ・コミュニティの範囲を考える

【松下教授アドバイスより】

- ・地域の自治会や町内会をどのようにしていくか？法律で空白、これをどう埋めるか
- ・地域の組織を伸ばすとか変える視点があるのなら、条例に大きく書き込まれる内容
- ・コミュニティ単位に権限や予算が渡されていくようになるのが、大きな流れ
- ・協力できる、助け合える国民性が強み

(2) 協働・参加・集う場

- ・コミュニティの場（再掲）
 - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
 - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
 - …市民がまちづくりに参加しやすい場づくり
- ・意見を知る場、言う場を（市民パブをつくる！）
- ・参画協働（目的の共有、対等な関係、相互理解、自主性の尊重）
- ・市民が自発的に参加したくなるしくみづくり
- ・市民、行政の協働（コラボレーション）を促すしくみづくり

【松下教授アドバイスより】

- ・NPOもまちのために頑張りたいと位置付けるなら、それに関する記述はもっと充実した方がいい

(3) 情報公開の仕組み

- ・概念だけでなく、具体的な方策も盛り込む
- ・情報の公開（発信）、共有…目に見える議会・行政・市民
- ・情報を“取りに行く”ための市民の意識改革
- ・情報公開とその共有化推進
- ・まわりから来ている人から意見を聴くしくみ
- ・まちづくりの情報に簡単にアクセスできるようにする
- ・発信の多様性が重要
- ・問いかけられた側にも言いやすいしくみ
- ・言ったことを酌みやすいしくみ

【松下教授アドバイスより】

- ・行政の情報だけでなく、市民がもつ情報の発信や市民間の情報交換という発想も必要
- ・市民が力を出せる情報発信のしくみ

(4) 評価

- ・行政、議会の仕事ぶりの評価

(5) 住民投票

- ・住民投票

(6) 安全・安心なまちづくり

- ・危機管理対応（市民と協働するもの）
- ・安心、安全なまちづくり（・司法警察、市民と協働した防犯、防災 ・事故の防止）
- ・安心、安全
 - …医療・福祉・防災の環境づくり
 - …交通ネットワーク（ゆりかごめ）の充実

(7) 子ども支援・育成、子育て支援

- ・子どもが多様な世代との交流、未来を担う子どもたちのまちづくり参加と育成
- ・子育て（・物心両面のサポート ・保育施設の充実 ・地域の資源、人、ものの活用）

(8) 人にやさしい、まちづくり

- ・医療の充実（・料金設定 ・災害時の体制）
- ・高齢者、障がい者にやさしいまちづくり（福祉の充実）
- ・焼津のまちを国際拠点に
（例）表記は日本語以外も義務付ける（スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハンゲル、英語）

(9) 『焼津 Love』

- ・焼津の資源を活かした健康づくり（海(魚)・川・山)
- ・文化、歴史 焼津のいいところ探しと発見、発信
市民がいいところ探しの記者になる『焼津 Love』→情報発信

(10) 焼津ブランドの創造

- ・地場産業を活性化して焼津ブランドを高める

(11) 平和の発信によるまちづくり

- ・第五福竜丸、第三の被爆のまちを特色として、世界に平和を訴えていくまち

(12) 幸福度を高めるまち

- ・幸福度・満足度が高いまち

(13) 広域行政

- ・広域的行政を進めて、効率化と交流人口を増やす

(14) その他

- ・歌でまちを明るくする

【松下教授アドバイスより】

- ・排除とかネガティブな発想では、もう発展はない
- ・同じ住民でも、自然人と企業の間で、溝ができる。この間でもっと話し合ったり知恵を出し合うしくみが必要

6. 条例を活かすための仕組み

(1) 実効性の確保のしくみ

- ・条例の実効性の確保

(2) 運用上の留意点

- ・（議会）自治基本条例が順守されるように、評価委員会を設置する
条例を守り、議会の運営を行うこと
- ・（行政）この条例の運用について、基本的考え方・しくみ

(3) 見直しの手続き

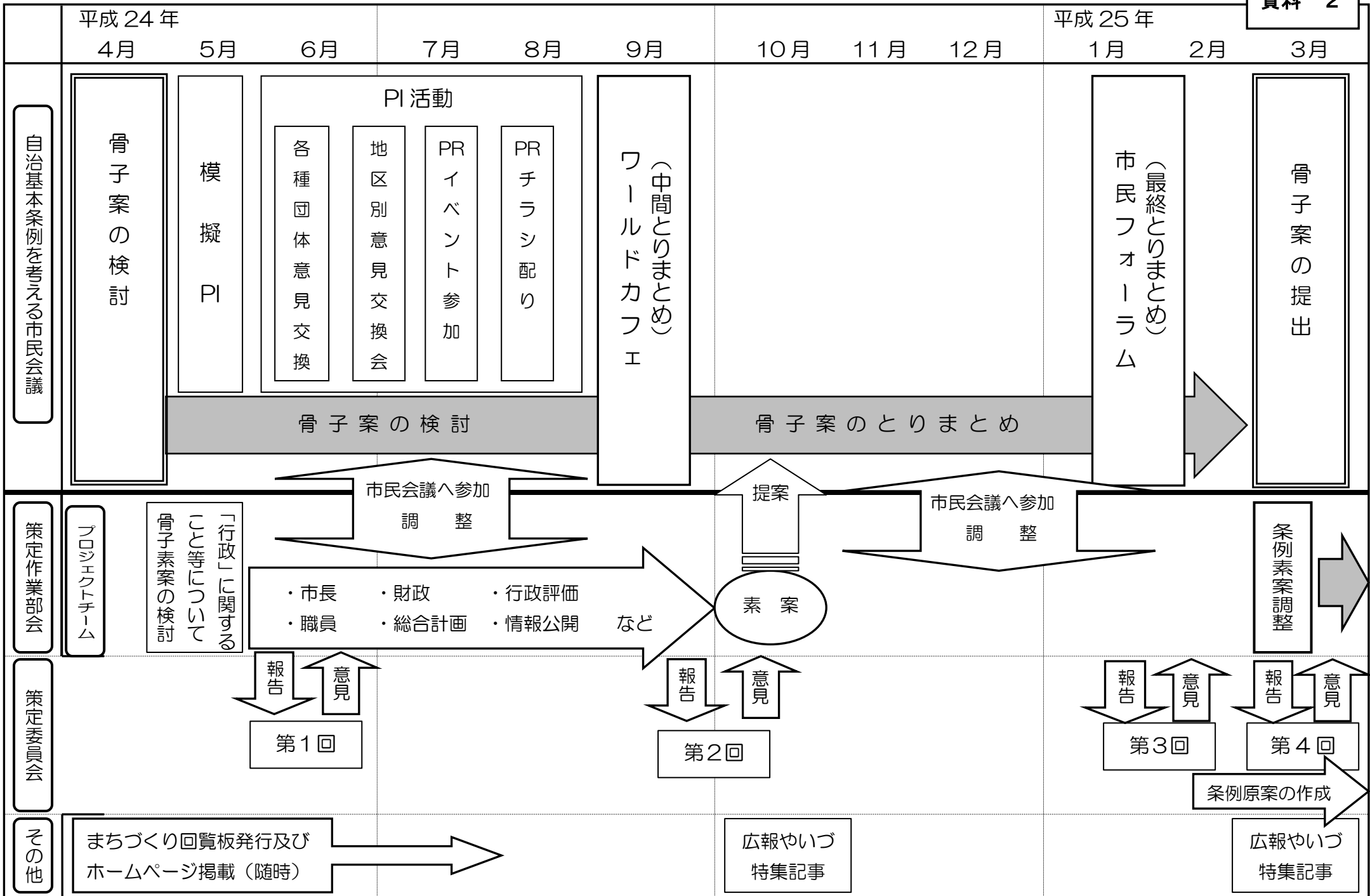
- ・この条例の見直し

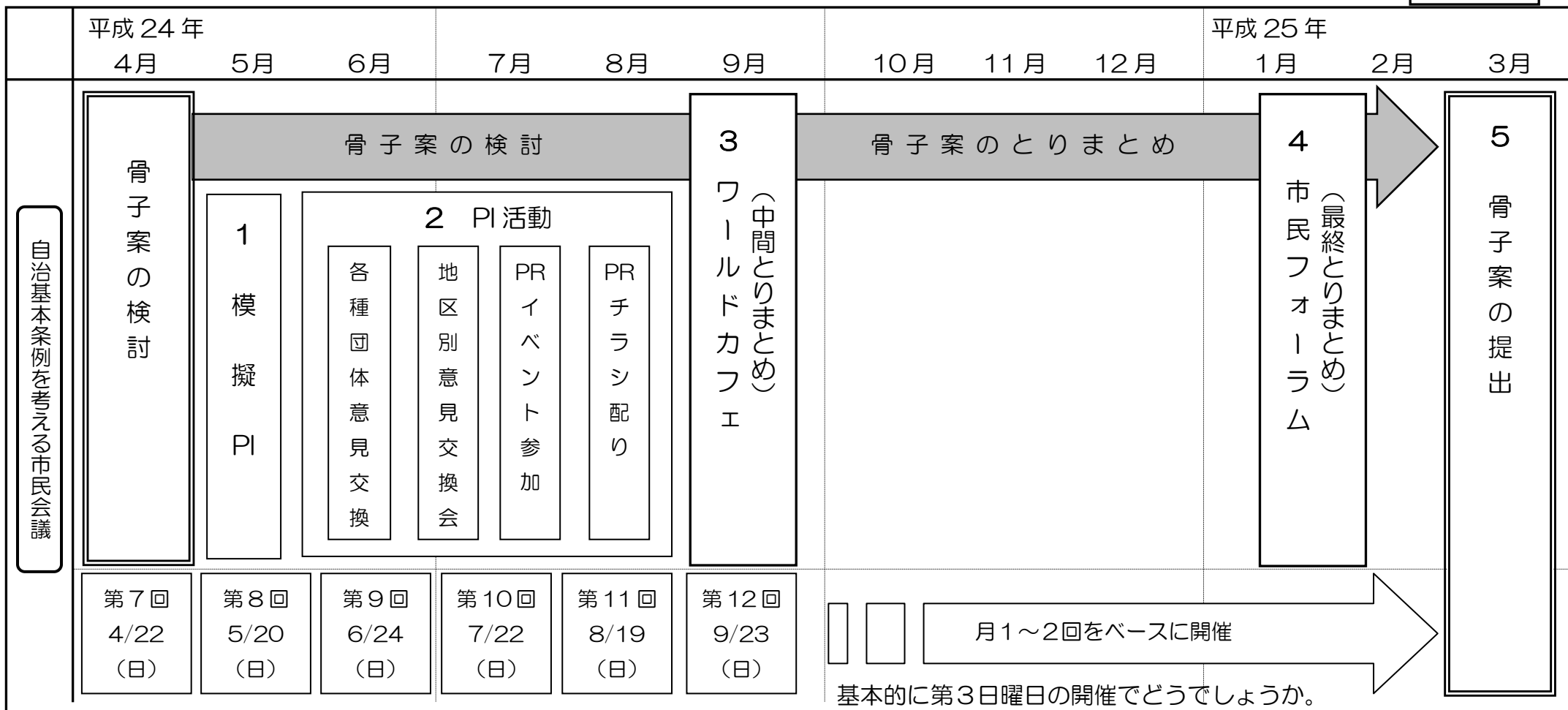
【松下教授アドバイスより】

- ・まちづくりは時間がかかる。まちの方向はみんなで創っていくものなので「活かすためのしくみ」を大きく扱うのはいい

平成 24 年度 自治基本条例策定全体スケジュール (案)

資料 2





1. 模擬PI（平成24年5月）…話しやすい仲間やグループに対して、意思が伝わるか、意見交換ができるかトライしてみましょう。

2. PI活動（平成24年6月～）

(1) 各種団体意見交換 … 議会、事業者団体、市民団体などと意見交換 ⇒ どんな団体と意見交換をするか考えましょう（議会は別途）

(2) 地区別意見交換会 … 自治会などの地域住民と意見交換 ⇒ 地区の範囲を考えましょう。

（例）①自治会単位（38自治会）②公民館単位（9単位）③北部・中部・南部・大井川地区の4地域など

(3) PR イベント参加 … 各種イベントに出展 パネル展示、アンケート等によりPR⇒どんなイベントに出て、何をするか考えましょう

(4) PR チラシ配り … 駅前や大型店舗前等において、チラシを配りPR

自治基本条例の必要性

★ポイントをおさえておきましょう！

1 地方分権＝自前の自治システムの必要性

(1) 地方分権改革

① 2000年4月・地方分権一括法施行（明治維新・戦後改革に次ぐ第三の自治制度の改革）

- ・明治維新（幕藩体制から天皇主権国家へ）⇒明治憲法
- ・戦後改革（天皇主権から国民主権へ）⇒日本国憲法
- ・地方分権（国→県→市→住民の上下関係から国=県=市=住民は対等・役割分担の明確化）⇒自治基本条例

② 地方分権の意味（なぜ地方分権なのか）

国と地方を対等協力関係へ（手段）⇒個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現（目的）⇒国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現（目標）

③ 改革のポイント

機関委任事務制度の廃止（自治体の事務化）・関与の縮減⇒団体自治の強化・自治体の可能性の拡大

(2) 三位一体の改革（2004～2006年）

- ・国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税一体的な見直し

(3) 地域主権改革＝新政権（民主党）の1丁目1番地の政策

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

① 内閣府設置法改正案（4条1項3号の3）主 語：「国」⇒「自治体」

② 地域主権改革の重点的取組み

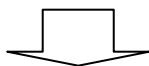
- ・都道府県から市町村への権限移譲…市町村中心主義
- ・条例制定権の拡充…自治立法権の強化（cf. 第1次分権＝行政権の強化）
- ・国の出先機関の見直し
- ・国庫補助金の一括交付金化

⇒ 地域主権改革の取組は道半ば（結局、国主導⇒自治体にとっては所与）

(4) 自治体運営の高度化

情報公開／行政手続／市民参加・市民協働・市民活動（地域コミュニティ）／民間活力導入（NPO・市場化テスト・指定管理者・PFI etc.）／電子自治体

※まさに自治の変革期…住民主役のまちづくりのシステムの構築が求められる。

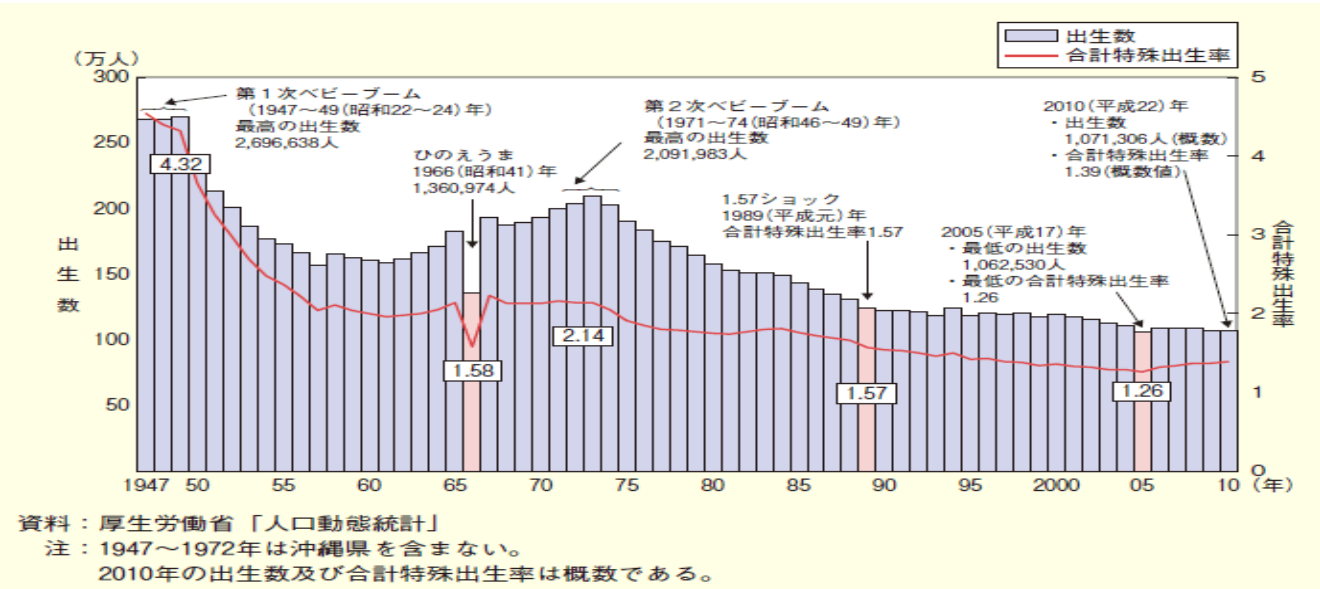


これからは、地域のことは地域で決めないと、自治の原点である一人ひとりが尊重され安心して暮らせる社会が実現できない。

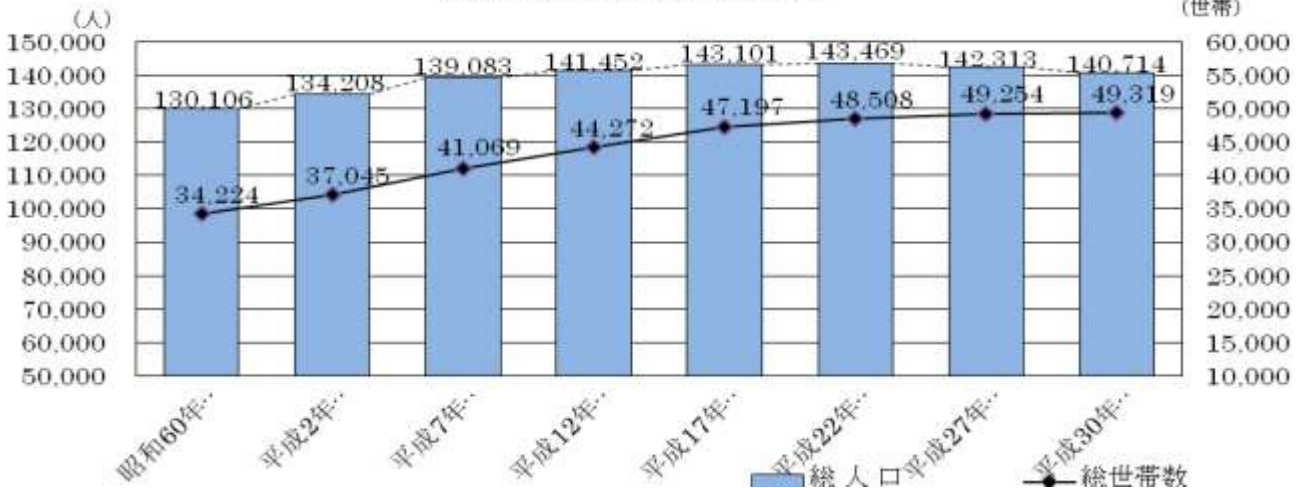
そのための心構えやルール（自治基本条例）が必要。

2 人口減少・少子高齢化社会への対応

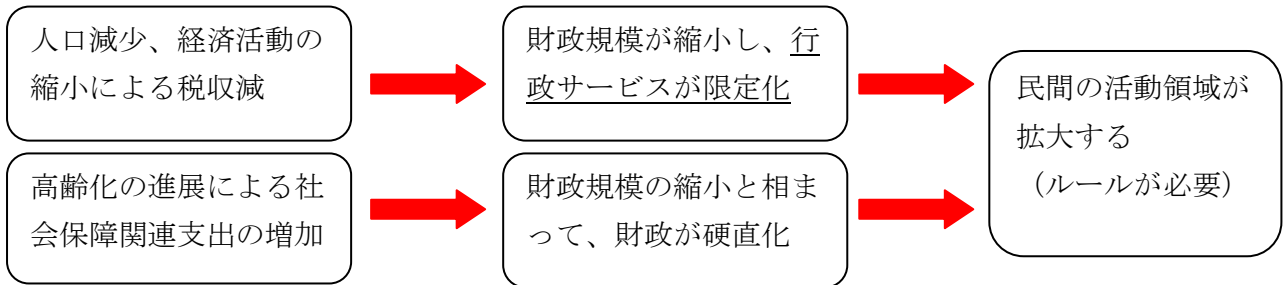
第1-2-1 図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



焼津市の人口と世帯数の推移



人口減少による主要シナリオ



兵庫県の試算（人口減少社会の展望報告書より）

- ・税収 2000年：7兆208億円 → 2050年：5兆1,888億円（26%減少）
 ※焼津市の場合＝税収20,455,000千円（H24当初予算）⇒15,136,700千円（約53億円の減）
 - ・社会保障関係費 2000年：1兆6,972億円 → 2050年：2兆8,576億円（68%増加）
 （支出に占める割合）2000年：24.2% → 2050年：55.1%
 ※焼津市の場合＝12,981,828千円（H24当初予算）⇒21,809,471千円（約88億円の増）
- 焼津市のH24年度一般会計予算規模は約440億円⇒概算で38年後には約1/3（141億円）が圧縮される
 現在の行政サービスをそのまま提供することは不可能⇒民間（NPO・市民など）の活動領域が拡大

平成24年度 主なイベントの開催日程

開催日	イベント名	場所
4月8日（日）	みなとまつり	焼津内港
4月29日（祝）	大井川港朝市	大井川港
7月15日（日）	踊夏祭	大井川港
9月下旬	オータムフェスト	焼津漁港新屋売場 （新港）
10月21日（日）	福祉まつり	焼津市総合福祉会館 「ウェルシップやいづ」
10月下旬	さば祭り	小川港
11月下旬	消費生活展	焼津文化会館小ホール